

第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：平成30年7月27日（金）13：00～
場 所：サンセール盛岡 3階 鳳凰

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員長等の選出について

(2) いわての森林づくり県民税事業評価委員会の審議内容及び
開催予定について

(3) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

3 そ の 他

4 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成30年7月19日現在)

氏名	役職名等	備考
石川 公一郎	株式会社シオン 代表取締役	
岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 教授	
岡田 秀二	富士大学 学長	
小山田 四一	一戸町立図書館 館長	
國崎 貴嗣	岩手大学農学部（環境科学系） 准教授	
佐藤 重昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	御欠席
佐藤 誠司	岩手県商工会議所連合会 事務局長	
橋浦 栄一	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
吉野 英岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	御欠席
若生 和江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成30年7月19日～平成32年7月18日

第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 技監兼林務担当技監	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	大 畑 光 宏	
振興担当課長	及 川 明 宏	
主任主査	高 芝 俊 雄	
主 査	西 川 祐 児	
主 査	鈴 木 将 人	
主 事	山 本 有 美	
森林整備課 技術主幹兼計画担当課長	工 藤 亘	
主任主査	菊 池 明 子	
主 査	小笠原 良 和	
盛岡広域振興局林務部 主 査	栗 野 義 之	
花巻農林振興センター 主任行政専門員	照 井 重 光	
花巻農林振興センター いわて環境の森整備推進員	菊 池 継 彦	
遠野農林振興センター 上席林業普及指導員	伊 東 茂 敏	
遠野農林振興センター いわて環境の森整備推進員	鈴 木 晴 美	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	畠 山 雅 史	
宮古農林振興センター林務室 技 師	畠 山 智 樹	
宮古農林振興センター林務室 いわて環境の森整備推進員	伊 藤 秀 一	
大船渡農林振興センター 林業振興課長	及 川 英 治	

いわての森林づくり県民税事業評価委員会の審議内容及び開催予定について

1 いわての森林づくり県民税事業の概要

(1) 事業概要及び税額

① 事業概要

本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくため、県民みんなで支える仕組みとして「いわての森林づくり県民税」を創設し、平成 18 年 4 月 1 日に施行。

また、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境保全に関する施策に要する費用に充てるため、「いわての森林づくり基金」を創設し、森林づくり県民税を財源とする森林環境保全施策として、「いわての森林づくり推進事業」を実施。

② 税額

- ・ 個人（個人県民税）：年額 1,000 円
- ・ 法人（法人県民税）：資本金等の額に応じて、年額 2,000～80,000 円

③ 課税期間

- ・ 第 1 期：平成 18 年度～22 年度（5 年間）
- ・ 第 2 期：平成 23 年度～27 年度（5 年間）
- ・ 第 3 期：平成 28 年度～32 年度（5 年間）

(2) 事業内容（平成 30 年度）

事業内容	事業量
① いわて環境の森整備事業	
公益上重要で緊急に整備が必要な人工林について混交誘導伐を実施 併せて、間伐材有効利用の取組を実施	混交林誘導伐 1,500ha (うち、間伐材有効利用 10ha) 松くい虫感染源クリーンアップ 14 箇所
公益的機能が高い高齢のナラ林をナラ枯れ被害を受け難い若い森林への更新を支援	ナラ類等広葉樹の伐採 30,000 m ³
主要道路及び公共施設等の周辺で、倒木被害の予防、景観保全等を図るため、アカマツ枯損木等を伐採し、広葉樹林への天然更新を支援	アカマツ伐採、集積 1,000 m ³ (現地調査経費を補助対象に拡充)
森林への移行が困難な箇所の環境を保全する植栽活動について支援	植栽 3 ha
② 県民参加の森林づくり促進事業	
地域住民や NPO 等が取り組む、森林整備活動や森林ボランティアの育成など、森林づくり活動や森林環境学習、県産材活用等による森を学び活かす活動を支援	事業実施 39 団体 参加目標人数 7,000 人
◆ 森林・山村多面的機能発揮対策事業	
森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化の取組を支援	活動組織数 92 団体 里山林整備 922ha 等
③ いわて森のゼミナール推進事業	
児童生徒をはじめ、広く県民を対象に、森林・林業を学習する機会を提供	森林学習会 23 校 地域活動支援 2 地区
④ いわての森林づくり普及啓発事業	
森林・林業の役割や重要性、県民税の趣旨や取組内容・効果等について、県民に対し情報発信	テレビ・ラジオ CM、新聞広告等
⑤ 事業評価委員会運営	
いわての森林づくり推進事業の審査や評価、検証を行う事業評価委員会を開催	事業評価委員会 7 回開催

(3) 事業費（平成30年度）

いわての森林づくり県民税収額 756,000千円
（個人：1,000円、法人：2,000円～80,000円）



基金積立金
725,277千円

(単位：千円)

区 分	H29 当初予算 A	H30 当初予算 B	差引 B-A
① いわて環境の森整備事業	682,559	699,756	17,197
② 県民参加の森林づくり促進事業	42,077	60,384	18,307
うち森林・山村多面的機能発揮対策事業	(10,190)	(28,544)	(18,354)
③ いわて森のゼミナール推進事業	4,516	5,176	660
④ いわての森林づくり普及啓発事業	5,496	7,029	1,533
⑤ 事業評価委員会運営	1,915	1,919	4
事業費計	736,563	774,264	37,701
⑥ いわての森林づくり基金積立金	729,536	725,277	△4,259

2 いわての森林づくり県民税事業評価委員会について

(1) 設置の根拠

いわての森林づくり県民税を財源として実施する森林環境の保全に関する施策の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱により設置。

(2) 役割

いわての森林づくり県民税を財源として実施する森林環境の保全に関する施策について、調査、審議、評価、検証を行う。

(3) 所掌事項

- ① いわて環境の森整備事業の施行地の選定に関する事項の調査審議
- ② 県民参加の森林づくり促進事業に係る企画書の選定に関する事項の調査審議
- ③ 施策の評価
- ④ 施策に関する提言

(4) 構成及び任期

- ① 納税者である県民や学識経験者等の委員 10 人以内をもって構成。
- ② 委員の任期は、平成 30 年 7 月 19 日から平成 32 年 7 月 18 日までの 2 年間。

(5) 今年度の開催スケジュール（予定）

- 第 1 回 平成 30 年 6 月 1 日（金）（開催済み）
- 第 2 回 平成 30 年 7 月 27 日（金）
- 第 3 回 平成 30 年 9 月下旬
- 第 4 回 平成 30 年 10 月下旬 【現地調査】
- 第 5 回 平成 30 年 11 月中旬
- 第 6 回 平成 31 年 1 月下旬
- 第 7 回 平成 31 年 3 月下旬

いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 いわての森林づくり県民税条例(平成17年岩手県条例第79号)第1条に規定する森林環境の保全に関する施策(以下「施策」という。)の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いわて環境の森整備事業の施行地の選定に関する事項を調査審議すること。
- (2) 県民参加の森林づくり促進事業に係る企画書の選定に関する事項を調査審議すること。
- (3) 施策を評価すること。
- (4) 施策に関する提言をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他の適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となり、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の中から互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、岩手県農林水産部長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岩手県農林水産部林業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

平成 30 年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

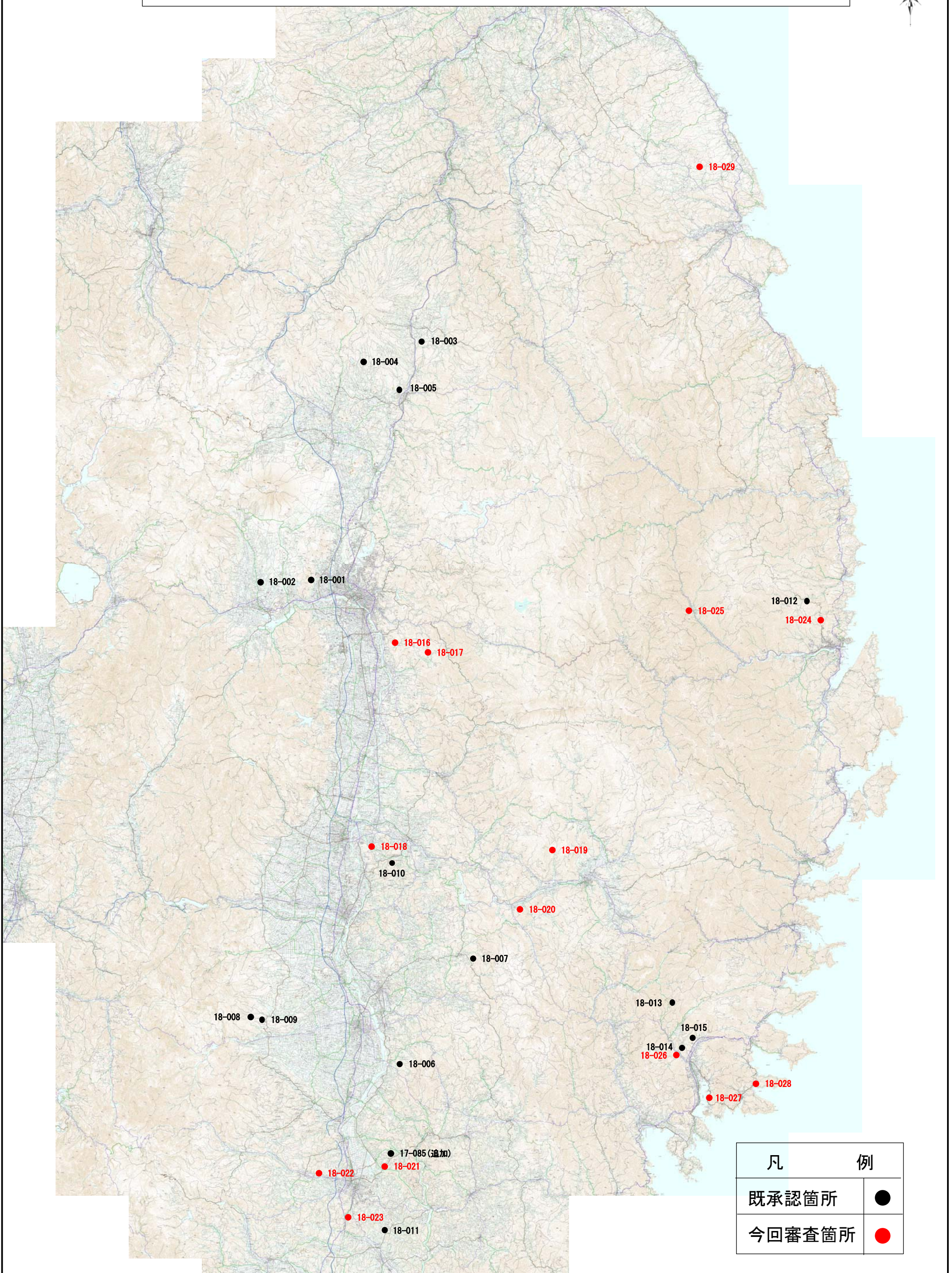
いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。
採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。	
	⑥ 対象齢級は、原則として4から10齢級であること。 ただし、3齢級以下及び11齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。	
	⑦ 1 施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方(団地性の判断)については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。(概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。)	
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

平成30年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号	市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	18 016	盛岡市	手代森	第18地割ほか 地内	スギ	6.50	29～49	盛岡広域森林組合	
002	18 017	盛岡市	大ヶ生	第6地割 地内	スギ	1.03	49	盛岡広域森林組合	
003	18 018	花巻市	高松	第22地割ほか 地内	スギ、ヒノキ	1.94	15～38	クイック株式会社	ヒノキ 15年生 0.45ha
004	18 019	遠野市	綾織町	鶉崎第5地割 地内	スギ	1.15	30	岩手県森林整備協同組合	
005	18 020	遠野市	宮守町	上鱒沢 地内	スギ	3.55	33～48	遠野地方森林組合	
006	18 021	一関市	舞川	小和巻ほか 地内	スギ	1.01	29～50	一関地方森林組合	
007	18 022	一関市	赤荻	豊料ほか 地内	スギ	1.93	45～50	一関地方森林組合	
008	18 023	一関市	真柴	亀ノ倉ほか 地内	スギ	6.21	34～50	一関地方森林組合	
009	18 024	宮古市	山口	第14地割 地内	スギ、アカマツ	6.29	44～46	宮古地方森林組合	
010	18 025	宮古市	和井内	第18地割ほか 地内	スギ、アカマツ、カラマツ	3.09	45～49	宮古地方森林組合	
011	18 026	大船渡市	猪川町	千刈ほか 地内	スギ、ヒノキ	8.59	30～58	気仙地方森林組合	スギ 56～58年生 0.69ha
012	18 027	大船渡市	赤崎町	永浜 地内	スギ	3.05	25～45	気仙地方森林組合	
013	18 028	大船渡市	三陸町	綾里 地内	スギ	1.57	22～45	気仙地方森林組合	
014	18 029	洋野町	阿子木	第4地割地内	スギ、アカマツ、カラマツ	13.54	17～37	久慈地方森林組合	
a	今回計	14施工地				59.45			
b	平成30年度既承認面積					115.56			
c	a + b					175.01			

平成30度いわて環境の森整備事業施工位置図



凡	例
既承認箇所	●
今回審査箇所	●